

# 特別活動(高等学校)

## 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっての配慮事項は何か。

### 1 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成

特別活動の全体計画や年間指導計画の作成については、学習指導要領第5章の第3の1の(1)で次のように示している。

特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、**各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図る**とともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験などの勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

関連を図ることを強調した。

特別活動の目標は、特別活動の各活動・学校行の実践的な活動を通して達成されるものであり、その指導計画は学校の教育目標を達成する上でも重要な役割を果たしている。したがって、調和のとれた特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教師の協力の下で作成することが大切である。

全教師の共通理解と協力体制が確立されるよう、例えば、各学校における特別活動の役割などを明確にして重点目標を設定したり、各活動・学校行事の内容を示したりすることが大切である。また、特別活動に充てる授業時数、設置する校内組織(校務分掌)や実施する学校行事等を明らかにしておくことが大切である。さらに、生徒の実態を十分に把握するとともに、生徒の発達の段階や特性等を生かすようにし、教師の適切な指導の下に生徒の自主的、実践的な活動が助長できるような全体計画を作成することが求められる。

特別活動の全体計画に示す内容には、次のようなものが考えられる。

- 特別活動の重点目標
- ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事の目標
- ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事の全体的内容
- 特別活動に充てる授業時数や設置する校内組織(校務分掌)
- ホームルーム活動に充てる授業時数
- 各教科・科目等との関連
- 評価 など

教育課程には位置付けられていないが、教育的意義が大きく特別活動と関連が深い、ショートホームルーム(朝の会や帰りの会など)、日常に行われている清掃や日直などの当番の活動、さらに、放課後等に生徒の自主的、実践的な活動として行われる部活動などがあるが、これらとの関連などについても、特別活動の全体計画に示しておくことも大切

特別活動の全体計画に基づいて、年間を通じたホームルーム活動、生徒会活動、学校行事ごとの目標、その内容や方法、指導の流れ、時間の配当、評価などを示したものが、「**各活動・学校行事の年間指導計画**」である。

### 2 特別活動に充てる授業時数等

特別活動の授業時数等の取扱いについては、学習指導要領第1章総則の第4款の1、4、5及び6並びに第7款の5で、次のように示している。

第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

- 1 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。
  - 4 ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。
  - 5 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。
  - 6 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。
- 第7款 通信制の課程における教育課程の特例
- 5 特別活動においては、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

### 3 特別活動における評価

評価については、学習指導要領第1章の第5款の5の(12)で、次のように示している。

- (12) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。